

日本比較内分泌学会 功労者顕彰規程

令和7年12月26日制定

- 第1条 この規程は、日本比較内分泌学会（以下、学会）の功労者顕彰に関し、必要な事項を定める。
- 第2条 日本比較内分泌学会 功労者顕彰（以下、功労者顕彰）は、日本比較内分泌学会への貢献が顕著であり、存命であれば名誉会員として推挙される資格を有すると認められる、逝去された元会員を主な対象とする。
- 第3条 功労者顕彰の対象者は、個人の研究業績の高さではなく、日本比較内分泌学会への貢献度を基準として、幹事会が推薦し、総会の承認によって決定される。
- 第4条 功労者顕彰の対象者には学会会長名による顕彰状を授与し、功労者の記録を学会ホームページに掲載する。楯や賞金は授与しない。
- 第5条 功労者顕彰は、学会大会時にご遺族、または推薦者へ授与する。関係者が大会に出席しない場合には、学会会長が大会時に顕彰状を読み上げ、ご遺族または推薦者へ郵送により授与する。
- 第6条 本規程の改定は、会長の発議により、幹事会の議を経て総会で行う。

（附則）

1. 本規程は、令和8年1月1日から発効する。